［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

2～7　［略］

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準 一～三　［略］ 四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	一～三　［略］ 四　火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
3　［略］	五～十四　［略］
4　地中式一級火薬庫の基準 一～四　［略］ 五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	一～四　［略］ 五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
六～八　［略］	六～八　［略］

四　導火線は、燃焼処理によるか、又は湿潤状態として分解処理すること。

五　導爆線及び制御発破用コードは、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理すること。ただし、第二種導爆線又は制御発破用コードにあっては、少量づつ燃焼処理することができる。

六　導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式により爆発処理し、導火管部は燃焼処理すること。

七　実包又は空包（以下この号において「実包等」という。）は、燃焼炉（燃焼中に実包等の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

八　銃用雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

九　第三号から前号までに掲げるもの以外の火工品（不発弾等を除く。）は、第三号から前号までの規定に準じて処理すること。

2～7　［略］

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準 一～三　［略］ 四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	一～三　［略］ 四　火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
3　［略］	五～十四　［略］
4　地中式一級火薬庫の基準 一～四　［略］ 五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	一～四　［略］ 五　火薬庫の入口の扉の材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
六～八　［略］	六～八　［略］

十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

十五　第二十四条第十五号の点灯設備等

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

十五　第二十四条第十五号の点灯設備等

十六　第二十四条第十六号の警鳴装置

五～十四　［略］

十五　火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

五～十四　［略］

十五　火薬庫の天井裏又は屋根の点灯設備及び天井裏又は屋根の金網の有無を目視又は図面により検査する。

十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査する。